

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【公開番号】特開2016-28726(P2016-28726A)

【公開日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2016-013

【出願番号】特願2015-197424(P2015-197424)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月23日(2016.2.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回路基板を収納するベース体及びカバー体とからなる基板ケースを備える遊技機であつて、

前記遊技機に取り付けられる固定ベース部と、

前記基板ケースが取り付けられ、前記固定ベース部に対して、前記回路基板の一面側を視認可能となる第1の位置と前記回路基板の他面側を視認可能となる第2の位置との間で回動可能に支持される可動ベース部と、

組み付けた前記ベース体と前記カバー体とに跨るように貼付され、遊技機毎に異なる識別情報が記載された識別情報記載部が設けられる封印シールと、

前記封印シールの表面を被覆し、透明な合成樹脂材にて構成されるシール被覆部材と、前記可動ベース部を前記固定ベース部に対して前記第1の位置にて係止可能な係止手段と、

前記回路基板に実装され前記遊技機の制御を行う制御CPUと、

を備え、

前記シール被覆部材は、前記基板ケースに着脱自在に設けられ、

前記可動ベース部は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケースとを一体として解除不能に組み付けることによって、前記第1の位置と前記第2の位置との間においても前記シール被覆部材を前記基板ケースから取り外し不可とする規制部を備え、

前記封印シールは、前記係止手段により前記可動ベース部が前記固定ベース部に対して前記第1の位置にて係止されたときに、前記識別情報記載部が前記シール被覆部材を介して視認可能となるように貼付され、

前記制御CPUは、前記係止手段により前記可動ベース部が前記固定ベース部に対して前記第1の位置にて係止されたときに、該制御CPUが視認可能となるように前記回路基板の一面側に実装されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、この種の制御基板を、ベース体とカバー体とからなる基板ケースに収納するとともに、基板ケースを破壊しない限り開封することができない封止手段（所謂カシメや封印シール等）を基板ケースに設け、開封された場合にはその痕跡が残るようにすることで、制御基板に対する不正行為が行われた可能性があることを容易に発見できるようにしたものがある（例えば、特許文献1参照）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【特許文献1】特開2008-17914号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、このような問題点に着目してなされたものであり、基板ケースに対する不正行為を極力防止できる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記課題を解決するために、本発明の請求項1に記載の遊技機は、回路基板を収納するベース体及びカバー体とからなる基板ケースを備える遊技機であつて、

前記遊技機に取り付けられる固定ベース部と、

前記基板ケースが取り付けられ、前記固定ベース部に対して、前記回路基板の一面側を視認可能となる第1の位置と前記回路基板の他面側を視認可能となる第2の位置との間で回動可能に支持される可動ベース部と、

組み付けた前記ベース体と前記カバー体とに跨るように貼付され、遊技機毎に異なる識別情報が記載された識別情報記載部が設けられる封印シールと、

前記封印シールの表面を被覆し、透明な合成樹脂材にて構成されるシール被覆部材と、前記可動ベース部を前記固定ベース部に対して前記第1の位置にて係止可能な係止手段と、

前記回路基板に実装され前記遊技機の制御を行う制御CPUと、
を備え、

前記シール被覆部材は、前記基板ケースに着脱自在に設けられ、
前記可動ベース部は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケー
スとを一体として解除不能に組み付けることによって、前記第1の位置と前記第2の位置
との間においても前記シール被覆部材を前記基板ケースから取り外し不可とする規制部を
備え、

前記封印シールは、前記係止手段により前記可動ベース部が前記固定ベース部に対して
前記第1の位置にて係止されたときに、前記識別情報記載部が前記シール被覆部材を介し
て視認可能となるように貼付され、

前記制御CPUは、前記係止手段により前記可動ベース部が前記固定ベース部に対して
前記第1の位置にて係止されたときに、該制御CPUが視認可能となるように前記回路基
板の一面側に実装されている

ことを特徴としている。

本発明の手段1の遊技機は、

回路基板（遊技制御基板40／主基板1031）を収納するベース体（ベース部材20
1／1201）及びカバー体（カバー部材202／1202）とからなる基板ケース（2
00／主基板ケース1200）を備える遊技機（スロットマシン1／パチンコ遊技機10
01）であって、

前記遊技機に取り付けられる固定ベース部（固定ベース301）と、

前記基板ケースが取り付けられ、前記固定ベース部に対して、前記回路基板の一面側を
前記第1の透視部を通して視認可能となる第1の位置（第1の回動規制位置A）と前記回
路基板の他面側を前記第2の透視部を通して視認可能となる第2の位置（第2の回動規制
位置B）との間で回動可能に支持される可動ベース部（可動ベース302）と、

固有の識別情報（ID情報）が記憶される記憶部（ICチップ405／1405）及び
該記憶部に記憶された前記識別情報を含む電波を発信するアンテナ部（406／1406
）を有する電子タグ（403／1403）と、

前記電子タグを有し、前記ベース体と前記カバー体とを封止状態とするために用いられ
る封印シール（400／1400）と、

前記ベース体に設けられ、前記封印シールの一端側が貼付されるベース体側シール貼付
部（ベース側封印部229の後貼付面229a及び右下貼付面229b／ベース側封印部
1229の後貼付面1229a及び左下貼付面1229b）と、

前記カバー体に設けられ、前記封印シールの他端側が貼付されるカバー体側シール貼付
部（カバー側封印部224の前貼付面224a及び右上貼付面224b／カバー側封印部
1224の左上貼付面1224b）と、

を備え、

前記ベース体に前記カバー体を組み付け、前記封印シールを前記ベース体側シール貼付
部と前記カバー体側シール貼付部とに跨るように貼付した前記封止状態（封印状態）から
該封止状態を解除した際に、前記電子タグに破損が生じ前記アンテナ部からの前記識別情
報を含む電波の発信が不可能となり、

前記封止状態において前記封印シールの表面を被覆するシール被覆部材（シール保護力
バー228／1228）を備え、

前記シール被覆部材は、前記基板ケースに着脱自在に設けられ、

前記可動ベース部は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケー
スとを一体として解除不能に組み付けることによって、前記第1の位置と前記第2の位置
との間においても前記シール被覆部材を前記基板ケースから取り外し不可とする規制部（
側壁310c、310d）を備える

ことを特徴としている。

この特徴によれば、電子タグの記憶部に記憶されている識別情報を読み取装置により読み
取ることで、回路基板の交換等の不正行為が行われた可能性があることを容易に発見でき
るとともに、封止状態を解除してカバー体を開封すると、封印シールに破損が生じてその
痕跡が確実に残るだけでなく、電子タグに破損が生じて識別情報を読み取装置等により読み

取ることができなくなるため、カバー体が開封された可能性があることを容易に発見することができるとともに、該電子タグの不正使用が防止される。また、封止状態において封印シールの表面がシール被覆部材により保護されることで、封印シールや電子タグに直接触れることができなくなるため、封印シールや電子タグに対する不正行為を極力防止できるとともに、基板ケースの遊技機への取り付け、取り外し作業時や使用時等において電子タグに何らかの外力が加わって破損が生じることを回避することができる。